

05/02/02 第7回厚生科学審議会議事録

厚生科学審議会
第7回
議事録

厚生労働省大臣官房厚生科学課

第7回厚生科学審議会
議事次第

○日時 平成17年2月2日(水) 17:00~18:00

○場所 厚生労働省 省議室（中央合同庁舎第5号館 9階）

○出席委員

伊賀員 岸委 水田 久委 松事 谷務 谷局 総括	賀委 田委 委委 委委 委委 委委 委委 審議	員員 員員 員員 員員 員員 員員 員員 官官	石井 坂委 田委 深委 中山 上委 委委 審議	員員 員員 員員 員員 員員 員員 員員 官官	今井 坂委 野委 田委 增委 委委 委委 審議	委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員 官官	村委 本委 岡委 本委 坂委 松委 委委 課長	委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員 課長	垣添 新委 永委 南委 委委 委委 委委 課長	員員 員員 員員 員員 員員 員員 員員 課長	委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員 課長	長谷川 矢崎委 員員 員員 員員 員員 員員 課長
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○ 諸

1. 会長選出及び会長代理の指名
2. 健康危機管理部会の設置について
3. 厚生科学審議会に設置された分科会及び部会の活動状況について
4. その他

○配布資料

1. 厚生科学審議会委員名簿
2. 健康危機管理部会の設置について（案）
3. 厚生科学審議会に設置された分科会及び部会の活動状況について

○參考資料

1. 厚生科学審議会関係規程
(1) 厚生労働省設置法
(2) 厚生科学審議会令
(3) 厚生科学審議会令
2-1 動物由来感染症に対する策の強化について(意見)
2-2 動物由来感染症に対する策の強化について(意見)
2-3 医学研究等における個人情報保護の取扱いの在り方等について

○高山研究企画官

はすでにお配りの注意事項をお守りいただくようお願いいたします。

事多し。事務處で欠員補填の康成環す。委員次長
 議はせま任取員二委員機關長員循て牧員部名
 まに、にきさ代表委員は清院病院長一委員山深安解説
 し間、にきさ代表委員は清院病院長一委員山深安解説
 のの皆介た師仲委黒く大法政野學系理長田集
 いでの紹い課所村郡、國つ大学法政野學系理長田集
 催ま員こて利井一員、人康州政野學系理長田集
 開出委員のせ齒べ之長金設政市九行の医学科の社で
 を選、員委の長澤金設政市九行の医学科の社で
 議會長たげ日ル事、倉行福て。独教學長榮念新委
 會來ま、上人社理員、倉行福て。獨教學長榮念新委
 審會ま、上人社理員、倉行福て。獨教學長榮念新委
 學す。すに、民法會一委す。獨人員す。名學授院合議義
 科。ま、まて社株ん武す。法憲て部大京部島通。崎
 生いしつ。七。セ職員て財幸匠医東學堂組での
 厚だたま治てです。修加委員。道二學。清都協委員
 回こい。すに。子委す。新は二。き都協委員
 7でい。す。簿員欠席て。岸助の員塾て政東活恒構
 第田願ま委員欠席て。岸助の員塾て政東活恒構
 上、おのの二二二委員の上委學一應委學。本本機
 らのく上二員は本委授板光則大登慶岡田です。日松機
 長し。し料賃員は本委授板光則大登慶岡田です。日松機
 ま課宜申資伊委員人忠科研授保竹す。寺福員す。授國
 だ科す。の夫法達深究授保竹す。寺福員す。授國
 だ科す。の夫法達深究授保竹す。寺福員す。授國
 た生ま御順會原財。長醫學工院青森三訓て。久工研究法。術
 、厚きさ音附。長醫學工院青森三訓て。久工研究法。術
 の房だだ60會。す。総院理一。橋中平委員のは學行し側
 官の官いたを師て。一學學々す。元中平委員のは學行し側
 長たの官いたを師て。一學學々す。元中平委員のは學行し側
 課學大てり名本委員委大明思委す。長日良管基大す。い。働
 學ま省せだり名本委員委大明思委す。長日良管基大す。い。働
 科り働さ集。日人通ん。疾子で事人永事柄學を學生す
 生に勞めおす。人ど井が海。す。部雅員理法の院員大員い厚
 厚に生務、ま法ま今北て胸本委員所授國。橋委願、げま
 田刻厚を役、き団井の國。席中。次坂坂研究社教果。一砂おに上
 上定、役、き団井の國。席中。次坂坂研究社教果。一砂おに上
 〇私、行忙た。の社す。で二二二委員上養す。内官員す。の々

[illegible][illegible]

いうことになっています。どなたかを推薦するなり、お諮りしたいと思います。

○千野委員
この審議会の前期に会長を務めてくださいました久道委員が、いままでの経緯等非常に精通していらっしゃるの、今期も是非会長をお引き受けいただければと思い、推薦いたします。よろしくお願いいたします。

○上田厚生科学課長
千野委員から久道委員に引き続き会長をお願いしてはどうかとのご発言がありました。いかがでしょうか。
(了承)

○上田厚生科学課長
ありがとうございます。ご異議ないようですので、久道委員に本審議会の会長をお願いしたいと思います。それでは以降の議事運営については久道会長をお願いします。

○久道会長
ただいま会長という大役を仰せつかりました久道です。委員の皆様のご協力によりこの会を円滑に運営していきたいと思っておりますので、よろしくをお願い申し上げます。最初に、審議会令第4条第3項に「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とされております。この会長代理については私から矢崎義雄委員を指名し、お願いをしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。
(了承)

○久道会長
次に厚生科学審議会に設置されている7つの部会への委員、臨時委員及び専門委員の所属は、厚生科学審議会令第6条2項で「部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は会長が指名する」となっております。したがって、できるだけ早くそれぞれの部会に所属する委員、臨時委員及び専門委員を指名させていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いします。
次の議題は、本審議会に新たな部会を設置したい旨、事務局より提案されております。審議に当たり、まず事務局よりその趣旨、目的等について説明をお願いします。

○上田厚生科学課長
資料2、健康危機管理部会の設置について（案）に基づき説明いたします。お諮りしたいのは、ここにある「健康危機管理部会」というものを本審議会の中に設置することです。この健康危機管理部会の設置は概要にあるように、昨今公衆衛生上の非常に大きな問題として、健康危機管理部会というものが言われております。テロを含む国民の生命、安全を脅かす事態である健康危機管理部会の発生時に、緊急の対応について知見を得ることを目的として、健康危機管理部会を設置したいと考えております。かでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関することとする。但し他の分科会、部会に所掌するものは除くというふうなことで、例えば感染症分科会などであるのに対しては公衆衛生上の重大な危害云々、原因が明らかでない、原因が非常に複合的という役目を負っていただきたと考えております。場合によってはNBCテロなどの専門的な個別分野に関しては、部会の下にさらに専門委員会を設けることも併せて考えております。この運営の事務局は私どもの大臣官房厚生科学課が当たりたいと考えています。
委員の構成は、感染症、食品、水、医薬品の専門家に加え、テロ対策なども視野に入れた核・放射性物質、生物剤、化学剤、救急医療、災害医療、地域保健、防災学などの専門家によって構成したいと考えております。その他必要に応じてオブザーバーを加えます。
部会の活動は、健康危機管理部会発生時には必要に応じ部会を開催し、対応方針等について議論をする。また定期的に年1～2回の定例会を開催し、健康危機管理に関わる事項について議論をする。
このような事務局の案を考えています。現在の厚生科学審議会に1つの部会として、新たに設置していただくことをお諮りします。よろしくお願いいたします。

○久道会長
事務局から新しい部会の設置について提案、説明がありました。何かご質問、ご意見はございますか。それでは事務局より提案された新しい部会、「健康危機管理部会」の設置を了承するということでよろしいでしょうか。
(異議なし)

○久道会長
どうもありがとうございます。新しい部会の設置について了承することにします。なお部会に所属する委員については先ほどの説明に重複しますが、厚生科学審議会令第6条2項に基づき、私から指名いたしますので、ご了承いただきます。続いて現在厚生科学審議会に設置されている分科会及び部会の活動状況について、前回の昨年4月14日の総会以降に開催された分科会、部会について報告していただきたいと思います。事務局からお願いします。

○上田厚生科学課長
ただいまの資料2でご覧いただいたように、厚生科学審議会の中には感染症分科会、生活衛生適正化分科会をはじめ、多くの部会、分科会があります。それぞれの部会、分科会の活動状況については、所管する担当課よりこれから報告させます。

○結核感染症課
資料3をご覧ください。感染症分科会の所掌事務としては厚生科学審議会令により設置されたもので、感染症の予防及び感染の患者に対する医療に関する重要事項、検査方法及び感染症法の規定により、審議会の権限に属せられた事項を処理することです。主な活動状況です。平成13年5月以降現在まで計20回開催されています。平成16年度は主感染症法の改正に基づき、新たに創設された動物の輸入届出制度の細部の事項、獣医師の届出対象として4類感染症が追加されたことを踏まえ、犬のエドノコックス症、鳥類のウエズトナイル熱等の獣医師の届出対象への追加を検討するなど、感染源動物の発生動向調査体制の整備について、意見を取りまとめたいただきました。昨年6月に動物由来感染症に対する対策の強化について、意見をとりまとめたいただきました。本日配付の参考資料2-1がその意見の内容です。
2番目の感染症部会は、平成13年10月以降現在まで6回開催されています。平成16年度は、新型インフルエンザ対策（参考資料2-2）として、新型インフルエンザの予防接種体制の整備、関連する検討小委員会を感染症部会の下に置き、インフルエンザの予防接種体制の整備、迅速キットや新薬の開発・普及、そういうものを踏まえた新たな新型インフルエンザ対策を取りまとめた。昨年12月には新型インフルエンザ対策の充実、感染症発生動向調査の充実・強化を図るために、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び「インフルエンザに関する特定感染症予防指針」の改正について審議を行っていただきました。
結核部会は、平成13年7月以降現在まで10回開催されました。平成16年度は本年4月から施行される改正後の結核予防法に基づき、結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の策定について審議いただき、昨年10月18日に告示されました。平成14年3月に結核部会でまとめた結核対策の包括的見直しに関する提言を踏まえ、結核医療に関する検討小委員会を設置し、これまで2回開催され、今後の結核病床のあり方などについて審議いただきました。以上です。

○久道会長
ありがとうございます。質疑応答は全部の部会の説明が終わってからにしたいと思っておりますので、次に生活衛生適正化分科会、をお願いします。

○生活衛生課
資料3頁、生活衛生適正化分科会について報告します。厚生科学審議会令第5条で所

[illegible]

○久道会長
科学技術部会どうぞ。

[illegible]

○久道会長
次に疾病対策部会についてです。

策課 5頁、科学技術部会の(3) ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する
 専門資料に5つに上での実施のたために、現在まで21回開催しており、ヒト幹細胞を用いた臨
 床研究が適当な面から審議した。難病、アレルギー等の疾病対策、臓器移植に關
 する資料7を所掌として(2) (6)までの5つの委員会があり、前回
 以降の働きと取組は、臓器移植に関する議題について検討しました。(4)クロイツ
 ンゲル症候群、脊髄性筋萎縮症等の難病は、昨年9月までに6回開催し、患者の発生状況の確認と
 報告等を行うことになっています。(6)造血幹細胞移植委員会は昨年12月までに25回開催し、現
 在の造血幹細胞移植の状況の検証及び評価を行うとともに、今後の対策のあり方につい
 て検討を行っています。以上です。

○久道会長
次は地域保健健康増進栄養部会、お願いします。

[illegible]

○久道会長
次は医薬品販売制度改正検討部会、お願いします。

[illegible]

○久道会長
事務局から分科会及び部会の活動報告をしていただきました。何かこれらの分科会、部会の活動状況について質問、ご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
水田委員いかがですか。

○水田委員
初めて参加させていただき、非常にいろいろなことをなさっていると感慨深く聞かせ

ていただきました。これからまた勉強させていただきたいと思います。1つお聞きしたいのですが、参考資料3はもうオープンでよろしいのでしょうか。4月からの個人情報保護法施行に向けて、大学でも委員会を設けているところを検討しておりますが、分からない点も多く悩んでおりますので、この資料をオープンにしてよければ、参考になるとは思います。……。

○上田厚生科学課長

参考資料3というのは、医学研究等における個人情報のことでしょうか。

○水田委員

はい。

○上田厚生科学課長

4月1日から個人情報保護法が施行になります。それに併せて28日に告示をしており、ますので、この指針がこれから使われるべきものだとご理解いただきたいと思います。これについては参考資料3の形になっていますが私どものホームページからダウンロードが出来るようにもなっております。さらにもう少しわかりやすくQ&Aを作らなければいけないということで、現在その作業も行っており、出来るだけ4月1日までにQ&Aも併せてとっております。是非ホームページもご参照いただきたいと思います。

○水田委員

ありがとうございます。

○上田厚生科学課長

なお正確に申し上げますと、この告示そのものの施行は4月1日です。ですから適用は4月1日からということです。この指針で行うのは間違いないので、できるだけこれに従って4月1日までに行っていたいただければと思います。

○水田委員

はい、わかりました。どうもありがとうございます。

○久道会長

ほかにございますか。

○増田委員

5頁の科学技術部会（2）に、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律とありますが、よく調べてきていなかったのをお伺いします。遺伝子組換え食物のときには、作物と食品の境目がどこなのかをよく考えているのですが、遺伝子組換え生物「等」となったときの生物の範囲はどこを指しているのでしょうか。

○上田厚生科学課長

事務局から答えさせます。

○高山研究企画官

生物の関係については、1つはこの法律の第2条に定義があり、「生物とは一の細胞（細胞群を構成しているものを除く）。又は細胞群であって核酸を移転し又は複製する能力を有するものであって、主務省令でそれぞれ省が定めるもの、ウイルス及びウィロイドをいう」となっております。先ほど増田委員の質問の食品のところは、いま事務局でお答えできないのですが、ここで書かせていただくのは、遺伝子治療臨床研究を行う場合に、遺伝子を導入するという操作が入ります。その導入する遺伝子を乗せる単体、それについて生物等に該当するので、生物多様性について影響がないかどうかをここでご議論いただいています。

○久道会長

よろしいですか。

○増田委員

はい。

○久道会長

ほかにございませんか。岸委員は何かございませんか。

○岸委員

いろいろご説明いただきましたが、生殖医療に関することは、特別何もなかったというところで報告がないのでしょうか。初めてですので、変なことをお聞きしているかもしれませんが。

○久道会長

松谷技術総括審議官どうぞ。

○松谷技術総括審議官

資料2の2頁に当審議会の構成があり、その中に生殖補助医療部会があるにもかかわらず、今回の報告になかったというご質問だと思います。前回の開催から本日の第7回の間に開かれた部会についての報告でしたので、この間にこの部会が開かれていないということです。生殖補助医療部会については、その前に相当に稠密な議論が行われ、報告が出されました。前回の当審議会で報告をし、その後の審議は休止しているということです。

○岸委員

ありがとうございました。

○久道会長

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは予定した議事は終了しました。事務局からは何かございますか。

○高山研究企画官

特にこれ以上ございません。

○久道会長

それでは本日の厚生科学審議会はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —

問合わせ先 厚生労働省大臣官房厚生科学課
担当 鹿沼（内線3804）
電話 （代表）03-5253-1111
（直通）03-3595-2171